

別表

補助制度の名称		空き地活用応援制度（初期費用補助）
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き地の減少・適正管理および地域の活性化のため、空き地を地域活動や交流の拠点として利用する場合の、転活用に関する初期費用を補助する。
	対象にできる 物件	次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き地であり、地域利用バンクに登録していること。 (2) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「空き地活用応援制度」（初期費用補助に限る。）の補助金の交付を受けていないこと。
	要件	次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 地域利用バンクによる紹介を通じて売買又は贈与、賃貸借（この別表において「売買等」という。）の合意をえて、バンク登録団体が行う地域活動の用に供するため、売買等の契約を行おうとするものであること。 (2) 賃貸借契約の場合にあっては、2年以上の期間があること。 (3) バンク登録団体は継続して2年以上の期間は補助対象となる物件を用いて地域活動を行うこと*。 (4) 補助事業者及びバンク登録団体は、市長の求めに応じて、当該空き地で行う地域活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。 (5) 当該空き地の売買等によってバンク登録団体が地域活動を行うこと及び地域活動の内容並びに前号の広報への協力について、当該空き地の所有者全員の承諾を得ていること。 (6) 当該空き地で行う地域活動が地域住民の生活に影響を及ぼすと考えられる場合は、地域活動を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法等を説明し、理解を得ながら地域活動を進めること。 (7) バンク登録団体は、その構成員に対し、当該空き地で行う地域活動により得られた収益を分配、又は、財産を還元しないこと。 (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令を遵守すること。 (9) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。 (10) 当該補助事業にすでに着手していないこと。
	申請をできる者	次の各号のいずれかに該当するものとする。

		(1) 地域利用バンクに登録している空き地の所有者 (2) 空き地で地域活動を行うバンク登録団体 次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。 (1) 神戸市税の滞納のある者 (2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者
	対象にできる経費	補助事業者が行う次に掲げる費用とする。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。 (1) 当該空き地の売買又は賃貸借に係る仲介手数料 (2) 当該空き地の所有権移転に係る登記費用（ただし、バンク登録団体が法人である場合に限る。） (3) その他市長が必要と認める経費
	補助金の額	次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 (1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計 (2) 1件につき500千円
第4条関係 （交付申請）	交付申請時の提出書類	(1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 事業計画書（様式第1号の2） (3) 空き地の所在がわかる位置図 (4) 空き地の所有者がわかる書類（公図及び登記事項証明書（原則、発行日から3か月以内のもの）の写し等） (5) 申請者の他に空き地の所有者がいる場合（当該空き地の売買又は贈与の場合は除く）は、空き地活用承諾書（様式第1号の3） (6) 活動等誓約書（所有者が交付申請する場合に限る）（様式第1号の4） (7) 現況の写真（外観） (8) 空き地の状況がわかる図面等 (9) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し (10) その他市長が必要と認める書類
第5条関係 （審査会）	—	—
第6条関係 （交付の決定）	補助事業の着手に含む行為	空き地に係る売買等の契約の締結
第7条関係 （補助事業の変更等）	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの

		(3) 事業計画の内容を大きく変更するもの (4) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (5) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (6) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (7) その他市長が認めるもの
第 8 条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号） (2) 当該空き地に係る売買等の契約書の写し (3) 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書 (4) 補助対象経費に係る契約書等及び、領収書等の写し (5) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し (6) その他市長が必要と認める書類
	例外要件	—
* その他の事項		地域活動の継続期間は、実績報告の日の属する月の翌月から起算する。
施行履歴		制定 令和 2 年 6 月 1 日（旧要綱） 改正 令和 3 年 4 月 1 日（旧要綱） 令和 4 年 4 月 1 日（旧要綱） 令和 5 年 4 月 3 日 令和 6 年 4 月 10 日 令和 7 年 4 月 1 日